

関市板取ふれあいのまちづくり推進委員会会則

(目的)

第1条 本会は、地域住民の活動拠点となる関市板取生涯学習センター（以下「センター」という。）を利用し、自主的な活動を通じて豊かさと生きがいの感じられる地域社会をつくりあげることと、地域生活の中での課題や問題点をみんなで解決して、明るく楽しく元気な板取をつくりあげていくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、関市板取ふれあいのまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、センター内に置く。

(事業)

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 センターの管理運営に関すること。
- 二 センターを有効に利用する自主的な活動の決定、実施に関すること。
- 三 地域住民相互の情報交換、交流、親睦に関すること。
- 四 他の地域との交流に関すること。
- 五 板取地域振興計画に基づいた事業
- 六 その他、目的を達成するために必要なこと。
- 七 地域振興に必要と思われる関係業務の委託に関すること。

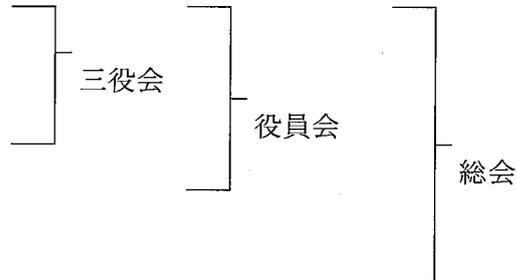
(組織)

第5条 委員会は、板取地区内の公共関係団体の代表、福祉関係団体、生涯学習関係団体及び地域住民の代表から第1条の目的に賛同する者で組織する。

(役員及び委員)

第6条 委員会に次の役員及び評議委員を置く。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 若干名
- 三 事務局長 1名
- 四 常任委員 若干名
- 五 評議委員 若干名
- 六 会計（事務局長兼務）
- 七 監事2名



2 役員は、附則によって選出された候補者を、総会の承認を得て決定する。

(役員及び委員の任務)

第7条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。

- 一 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 二 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められた順位で、その任務を代理する。また、活動部の部長を兼務する。
- 三 事務局長は委員会の事務を総括する。
- 四 常任委員は会務に参画する。また、活動部会に所属する。
- 五 評議委員は会務に参画する。
- 六 会計は委員会の会計事務を担当する。
- 七 監事は会計を監査する。

(役員及び委員の任期)

第8条 委員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 欠員等により選出された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第9条 センターの管理運営に必要な委員会の事務を処理するため、委員会は管理事務職員を置くことができる。

- 2 管理事務職員は委員長が囑託する。

(会議)

第10条 会議は総会及び役員会（三役会）とし、委員長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 会議は当該会議に出席すべき委員又は役員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決するものとする。

(総会)

第11条 総会の招集は、次のとおりとする。

- 一 委員長が毎事業年度1回通常総会を招集する。
 - 二 役員会（三役会）が必要と認めたとき、議決を経て臨時総会を招集する。
- 2 総会は、次の事項を審議して決定する。
 - 一 事業計画及び予算に関すること。
 - 二 事業報告及び決算に関すること。
 - 三 会則及びセンターの利用要領の制定または改廃に関すること。
 - 四 役員を選任に関すること。
 - 五 その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第12条 役員会は、次の事項を審議する。

- 一 総会に関する事項に関すること。
- 二 総会において決定された事項の運営に関すること。
- 三 その他、必要な事項に関すること

(活動部会)

第13条 委員会に次の部会を置く。

- 一 交流活動部会
 - 二 産業活動部会
 - 三 福祉活動部会
- 2 部会の会議は部会長が招集する。
 - 3 部会の会議の議長は、部会長がこれにあたる。
 - 4 部会は出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 各部会員は、自らが所属する団体等の構成員に部会の活動を周知するものとする。
 - 6 部会の活動は、部会員の所属団体の会員、地域住民など広く参加者を募り実施する。
 - 7 各々の部会は、相互に連携し協力して活動を行うものとする。

(顧問)

第14条 委員会に顧問を置くことができる。顧問は委員長が委嘱する。

(会計)

- 第15条 委員会の経費は、補助金、管理受託金及び利用料金その他の収入をもって充てる。
- 2 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この会則に定めるものの他、管理運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この会則は平成21年4月1日より施行する。

この会則は平成26年4月1日より施行する。

この会則は平成27年8月5日より施行する。